

真っすぐ、未来へ

1月7日㊿、市民会館において「茂原市成人式」が開催され、新成人662人が出席しました。

運営委員による抽選会や、「和太鼓昇鼓團」による演奏も行われ、会場は華やかな雰囲気になりました。

主な内容

- ◆税の申告は、早めに、正しく！(P2~4)
- ◆公立幼稚園の園児を募集(P6)
- ◆農業委員および農地利用最適化推進委員を募集(P8~9)
- ◆第4回もばら冬の七夕まつりを開催します(P11)

今月の日曜開庁	2月25日㊿	8時30分~17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502
			市民税課(2階) ☎(20)1577
			収税課(2階) ☎(20)1578
			本納支所 ☎(34)2111
			市民課(2階) ☎(20)1502
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください

【人口と世帯数】平成30年1月1日現在
(うち外国人住民)
●総人口90,481人(1,187人)
●男 44,698人(403人)
●女 45,783人(784人)
●世帯数40,164世帯
※外国人住民の世帯を含む
【12月中の動き】※外国人住民を含む
●転入 247人 ●転出 234人
●出生 56人 ●死亡 90人

税の申告は、早めに、正しく!



申告会場開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)

申告会場は混雑することがあります。所得税及び復興特別所得税の確定申告は、電子申告(e-Tax)や郵送(茂原税務署あて)での申告をお勧めします。

申告には、「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「市・県民税の申告」の2種類があります。申告書は、納税者自身が作成することを原則としていますので、医療費の合計金額、農業・事業所得などの収入・経費計算はご自分で計算して提出してください。

また、収入のない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定等の基礎資料となりますので、必ず申告してください。

申告種類	受付会場	申告期間(土日を除く)	受付時間
市・県民税の申告	市役所市民室・本納支所	2月16日(金)～3月15日(木) (郵送可) ※2月15日(木)までは市民税課窓口のみ	8時30分～17時
所得税及び復興特別所得税の確定申告	市役所市民室・本納支所	2月16日(金)～3月15日(木)	8時30分～17時
	茂原税務署	2月16日(金)～3月15日(木) (郵送可)	9時～17時

※税務署では、1月4日(木)から消費税の申告書・所得税及び復興特別所得税の還付申告書の提出を受け付けています。また、申告期間中は申告書を作成できるコーナーを設置します。
※雑損控除を受けられる方や青色申告者・譲渡所得者の申告は、市役所では受け付けていませんので茂原税務署で申告してください。

申告に必要なもの

①印鑑	・認印でも可(朱肉を付けるもの)
②本人確認書類 (AまたはBのいずれか)	A マイナンバーカード(個人番号カード) B 通知カード、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)などから1点 + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどから1点
③収入を証明するもの	・源泉徴収票(給与、公的年金等) ・営業等、農業、不動産収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ・支払調書(配当、原稿料等) ・株式の年間取引報告書
④控除を証明するもの	・国民年金保険料の控除証明書 ・国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知(平成29年中に支払ったもの) ・生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳

確定申告が必要な方(例)

昨年1年間に所得があり、次に該当する方です。

(1)平成29年分の事業所得や不動産所得などの各種所得金額の合計額が扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額を超える方

(2)給与所得のある方で
①給与の年収が2千万円を超える方

②給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

確定申告をすれば税金が戻る方(例)

③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

①給与所得者で医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

②平成29年に途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
③公的年金等の収入が400万円

便利で簡単！国税庁ホームページから

確定申告書を作成

e-Tax!!

および**申告**できます

e-Taxを利用するとこんないいこと！

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー
- 24時間受付可能



e-Tax（電子申告）の際には、マイナンバーカードか有効期間内の住民基本台帳カードが必要です。申告書作成のみの場合は必要ありません。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 申告



納税は便利な口座振替で

円以下ではあるが、源泉徴収をされており、医療費控除等の申告をすると、所得税が戻る方
※税金の還付を受ける場合は、預金口座への振込となります。口座番号等の分かるものを用意してください。

所得税及び復興特別所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

◆**口座振替日** 4月20日(金)

◆**提出先・期限**

茂原税務署または金融機関

3月15日(木)

◆**納付期限**(口座振替以外)

3月15日(木)まで

青色申告と税務相談

茂原市青色申告推進協議会では、次の期間に青色申告の普及と税務相談を行いますので、ご利用ください。

◆**期間**

2月13日(火)～3月14日(水)

9時～15時(土日を除く)

◆**場所**

茂原青色申告会館(茂原市道表12番地)

◆**問合せ先**

茂原税務署管内青色申告会
☎(23)1273



税 理士による無料申告相談

◆**期間**

2月7日(水)～15日(金)9時～16時(土日・休日を除く。相談受付は15時まで)

◆**場所**

茂原税務署2階会議室

※今年は、市役所市民室での税理士無料相談は実施しません。

市・県民税申告書の送付

①給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
②事業所得者などで所得税及び復興特別所得税がからまない方
③給与等の支払いを受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円以下の方
④扶養になつていて、パートや内職などの収入がある方
⑤公的年金などの受給者で、市役所へ公的年金等支払報告書が提出されていない方
⑥公的年金の収入が400万円以下で、それ以外に20万円以下の所得がある、もしくは、扶養などの各種控除の申告が必要な方

確定申告は必要ないが、市・県民税の申告が必要な方(例)

今年の1月1日現在、市内に居住し、次に該当する方です。

昨年度の申告状況などにより2月5日(金)に発送予定ですが、なお、申告書は市役所市民税課と本納支所に用意してあります。
※すべての方に送付していませんので、申告が必要な方も届かない場合があります。

医療費控除の計算方法

$$\text{控除額(最高200万円まで)} = \text{その年に支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額}(\ast) - \text{所得の5\% (10万円を超える場合は10万円)}$$

- ※保険金などで補填される金額とは、
- ①社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金
 - ②医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などのこと。

医療費控除について

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代えて、市で発行する書類により医療費控除が認められる場合があります。

※対象にならない費用

美容整形や健康診断時の費用、予防接種代、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入代など。

※医療費は、平成29年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。

◆添付書類

医療費控除の明細書など



借入金等特別控除 住宅ローン控除について

所得税及び復興特別所得税を納める方が、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税額から控除しきれない場合

は、限度額の範囲内で市・県民税から控除されます。※居住年月日によっては、市・県民税からの控除が受けられない場合があります。



な税制改正について

平成29年分以降の所得税および平成30年度以降の住民税から適用されるもの

◆セルフメディケーション(自主服薬) 推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

従来の「医療費控除」との選択制で、平成30年に行う平成29年分の申告から対象となります。

特定健診や予防接種などの一定の取り組みを行う個人が、自己または自己と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品(要指導医薬品)及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品」を購入した場合に、その年分に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超えると

は、その超える部分の金額につき、8万8千円を限度に所得控除できる特例の制度です。

◆医療費控除・医療費控除の特例の申告時における「明細書」の添付義務化

医療費控除・医療費控除の特例のいずれかの適用を受ける方は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。医療機関名など必要事項が記載された医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を添付すると明細書の作成を省略できます。

また、医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。平成29年分から31年分までの確定申告について

は、医療費の領収書の添付によることもできます。

平成30年分以降の所得税および平成31年度以降の住民税から適用されるもの

◆配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除の控除額が改正されたほか、合計所得金額が1千万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなるとされました。

配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。



お問い合わせは、
 ・茂原税務署
 〒297-8501
 茂原市高師台1丁目5番1
 茂原地方合同庁舎2階
 ☎22166
 ・市民税課(2階)
 〒297-8511
 茂原市道表1番地
 ☎201577、FAX2016099。

市民ふれあい ミーティング 参加者募集!

これからの茂原市について、市長と直接意見交換をしてみませんか？

◆開催期間 随時受付

※議会開催月（6月・9月・12月・3月）は除く。

※開催日・開催時間は、協議の上、決定します。

◆対象 市内在住・在勤・在学

の団体、グループで、出席者数が5人以上10人程度。

※宗教および政治上の目的を有する団体、公序良俗に反する団体は除く。

◆テーマ 申込団体・グループが設定。

◆場所 市長応接室

◆申込方法 開催希望日の1カ月前までに、電話または窓口で参加者の住所、氏名、電話番号、話し合いたいテーマを申し出てください。

お申し込み・お問い合わせは、秘書広報課（3階）

☎(20)15112、FAX(20)16001へ。

市長が行く

救急医療(高度医療)と地域医療



茂原市長 田中豊彦

県は昨年10月、突然鶴舞にある県循環器病センターから脳神経外科医2名を東金にある東千葉メディカルセンターに異動させました。このことは、50%以上の重篤な脳疾患患者を診ていただいていた長生地域や市原市、いすみ市等に大きなダメージを与えてきています。

残念なことに、この重大なことが昨年の県9月議会での代表質問で山武市の議員から質問されていましたが、私がこのことを知ったのは12月に入ってからのことでした。そのため、12月に行われた山武市長生夷隅保健地域医療連携会議の中で、この地域の重篤な25次〜3次医療を受けてくれる県循環器病センターの機能をせめて昨年の10月以前の状態で戻していただきたい旨を強く要望いたしました。

長生、夷隅、市原南部地域には、脳や心臓を扱う高度急性期病院が非常に少なく、県循環器病センターは長くその中心的役割を担ってきました。

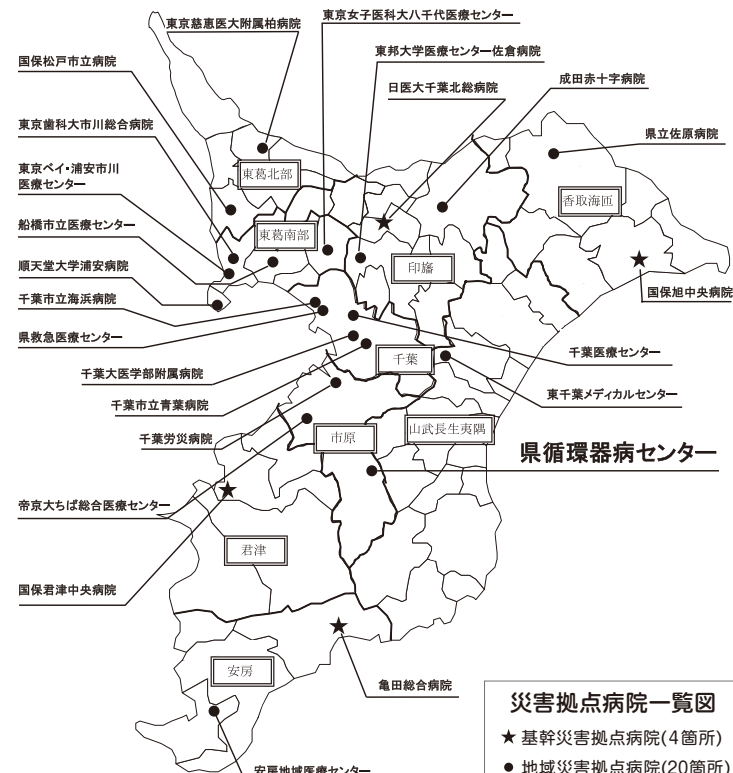
特に、茂原からは30分程度で行けることもあって、1分1秒を争う脳や循環器疾患の救急搬送において大変重要な役割を果たしていました。今、時間外の受け入れは、週3日に制限される事態になっています。また、このまま放置すると残りの脳神経外科医も今年度末には一部の医師を除きほかの病院に異動することになっている事も分かってきました。さらに、数年のうちに県循環器病センターを廃止し、県救急医療センターと県精神科医療センターの統合病院へ移転させようとしていることも分かってきました。

県では、救急医療(高度医療)と地域医療を医療圏ごとに分け配置していくことを視野に入れて取り組んでいるようですが、今回の県循環器病センターへの対応は、この地域の救急医療ひいては地域医療を壊すことに繋がりがかねないと思われ、地方創生ではなく地方破壊になる事を意味しているように思えてなり

ません。それだけでなく、医療過疎を何とか食い止めようと必死に取り組んでいる地方行政に、冷や水をかけるようなことはしてもらいたくないものです。高齢化が進む中で、救急医療(高度医療)を担う県循環器病センターの役割はますます重要にな

なってくるものと思われ、何となくでも残してもらおうように頑張っていきたいと思えます。

1月に入って緊急に、茂原を含む長生郡市、市原、御宿、いすみ、勝浦、大多喜で要望書を取りまとめ、県に提出してまいりました。今県議会の議長、副議長を輩出している勝浦市、市原市、そして地元の県議の皆さんにもぜひとも頑張ってもらわなければならない非常事態です。



公立幼稚園の園児を募集



市では、4月から公立幼稚園に入園する幼稚園児を次のとおり募集します。

◆対象

- 3歳児（平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ）
- 4歳児（平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ）
- 5歳児（平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ）

◆申込資格

住民登録している市内在住者

◆申込方法

ご希望の幼稚園を見学するなどして確認し、印鑑をご持

	幼稚園名	連絡先	対象
公立	豊岡幼稚園 粟生野2653-1	☎(34)8050	3歳児・4歳児・5歳児
	五郷幼稚園 早野17-1	☎(23)5185	4歳児・5歳児
	新茂原幼稚園 上林56-2	☎(24)8710	4歳児・5歳児

◆注意事項

- ・ 参の上、学校教育課にてお申し込みください。
- ・ ※見学をご希望の方は、各幼稚園へお問い合わせください。
- ・ 定員になり次第、締め切ります。
- ・ 中の島幼稚園は、「公立保育所・幼稚園整備計画」に基づき、平成31年3月に閉園します。そのため、平成30年度の募集は行いません。

お問い合わせは、
学校教育課（9階）
☎(20)1558、FAX(20)1607へ。



※私立幼稚園での募集については、各幼稚園へ直接お問い合わせください。

	幼稚園名	連絡先
私立	エンゼル幼稚園 八千代1-11-1	☎(22)3210
	ふたば幼稚園 茂原646	☎(22)3964
	茂原聖マリア幼稚園 高師980	☎(22)4386
	もばら幼稚園 東郷842-2	☎(24)1095

公立保育所で一緒にあそぼう!!

「保育所ってどんなところ?どんなことをしているの?」、保育所の生活や遊びなどに関心のある方を対象に、市内4カ所の施設を開放します。皆様のご来園をお待ちしています。

- ◆日時 2月19日(日)・20日(月) 9時30分～11時
- ◆対象 これから保育所を利用しようと考えている方、保育所に関心のある方。
※必ずお子さん同伴でお越しください。
- ◆場所 東郷保育所・豊田保育所・町保保育所・朝日の森保育所
- ◆内容 園庭遊具の開放、保育所のお友達とのふれあいあそび、絵本の読み聞かせなど。
※事前の申し込みは不要です。



お問い合わせは、子育て支援課（2階） ☎(20)1573または、
東郷保育所 ☎(22)2832 町保保育所 ☎(22)2544
豊田保育所 ☎(22)5056 朝日の森保育所 ☎(22)3126へ。

認定こども園の 運営事業者を募集します

市では、「公立保育所・幼稚園整備計画」に基づき、平成32年4月に「(仮称)茂原市北部認定こども園」および「(仮称)茂原市南部認定こども園」を開園するため、運営事業者(学校法人および社会福祉法人)を募集します。

運営事業者の募集概要

1. (仮称) 茂原市北部認定こども園
 - ① 運営形態 公私連携幼保連携型認定こども園※1
 - ② 場所 現本納保育所を活用
 - ③ 開園日 平成32年4月1日(水)
 - ④ 建物 現施設、物品等を現状有姿で無償譲渡。不足する施設は事業者が整備する。
 - ⑤ 土地 当初10年間は無償貸付。以後は有償とする。

- ⑥ 定員 200人以上(現本納保育所の定員は150人)
 - ※1市と運営事業者との協定に基づき、教育保育を行う幼保連携型認定こども園。
2. (仮称) 茂原市南部認定こども園
 - ① 運営形態 幼保連携型認定こども園
 - ② 場所 中の島保育所、五郷保育所を結ぶ中間点からおおむね1.5kmの範囲内
 - ③ 開園日 平成32年4月1日(水)
 - ④ 建物 募集要項に基づき、事業者が整備する。
 - ⑤ 土地 募集要項に基づき、事業者が用意する。
 - ⑥ 定員 200人以上

応募に関する共通事項

1. 選定方法
 - 書類選考、プレゼンテーション、ヒアリングにより決定。

2. 施設整備に関する補助等
 - 国県の補助制度を活用し、市の予算内で交付する。
3. 応募方法
 - 応募書類に必要事項を記入し、子育て支援課に提出。
 - ※募集要項および応募書類は、2月1日(水)より子育て支援課ウェブページからダウンロード可。
4. 応募期間
 - 3月1日(木)～4月27日(金)17時必着
5. 説明会の開催
 - 次の日程で応募説明会と現地見学会を開催します。

① 応募説明会

2月9日(金)13時30分

市役所5階503会議室

② 現地見学会

2月9日(金)15時

応募説明会終了後、「(仮称)茂原市北部認定こども園」開園予定場所(本納保育所)の現地見学会を開催します。
※応募資格等、詳細については、募集要項をご覧ください。

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援課(2階)

✉ kosodate@city.mobarachiba.jp

☎ (20)1573、FAX (20)1610へ。

セカンドブックの引換えを 忘れていませんか?

市立図書館では、平成29年4月以降に3歳を迎えたお子さんへ絵本を1冊プレゼントしています。引換え期限を過ぎてしまった場合でもお渡ししますので、図書館へお越しください。

- ◆対象 平成29年4月以降に3歳児健康診査票が届いたお子さんと保護者
 - ◆場所 図書館カウンター
 - ◆引換時間 11時～18時
 - ◆必要な物 3歳児健康診査票に同封のセカンドブック引換券、母子健康手帳
- ※引換券を紛失した方は図書館にご連絡ください。

お問い合わせは、市立図書館
☎(23)6151、FAX(25)6136へ。

ままのわミニセミナー

卒乳したら、次の未来へstep up!

保健センターでは、卒乳の時期に悩んでいるママを対象に、助産師から卒乳の方法、卒乳後のケアの仕方など具体的なアドバイスが聞けるミニセミナーを開催します。

- ◆日時 3月1日(水) 10時～(終了予定12時) 受付 9時50分～
- ◆対象 妊婦から3歳児健診終了程度までのお子さんとママ
- ◆定員 15組
- ◆費用 無料
- ◆場所 保健センター
- ◆持ち物 母子健康手帳、筆記用具

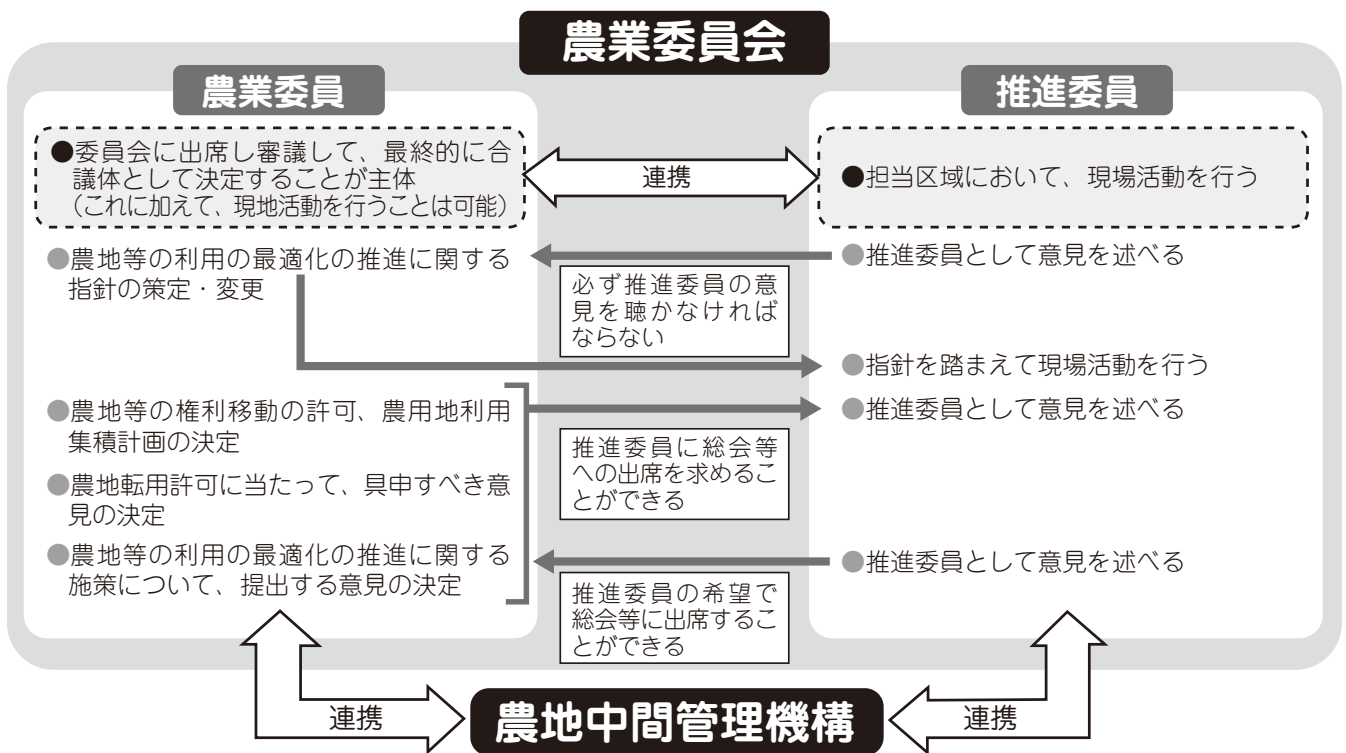
お申し込み・お問い合わせは、保健センター
☎(25)1725、FAX(25)1865へ。

農業委員および 農地利用最適化推進委員を募集



平成28年4月1日施行の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員は公選制から推薦・公募による市長の任命制になるとともに、担い手への農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになりました。

市では、平成30年8月3日から新制度へ移行するため、以下のとおり農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。



共通事項

◆任期

平成30年8月3日から3年間

◆募集期間

3月1日(土)～30日(金)

◆委員になれない者

- ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③茂原市暴力団排除条例（平成24年茂原市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等または同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

◆応募用紙の入手方法

農業委員会事務局および本納支所窓口で入手または同局ウェブページからダウンロード可。

農業委員

◆募集する人材

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関

しその職務を適切に行うことができる者

◆主な職務内容

○毎月の総会に出席し、農地の権利移動等の許認可および農地転用許可に係る意見等の決定等

○農地利用集積の推進

○農地法に基づく申請に係る調査等

○遊休農地の解消に向けた調整等

◆募集人数

14人(うち1人以上は農業経営を行っていない者)

◆応募方法

茂原市農業委員会委員候補者推薦書(個人推薦用または法人・団体推薦用)、同意募書のいずれかを農政課へ提出。

◆報酬

月額4万6千円

農地利用最適化推進委員

◆募集する人材

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

◆主な職務内容

○農地利用集積の推進

○遊休農地の解消に向けた調整等

○農地の利用状況調査等
○必要に応じ総会に出席し意見を述べる

◆募集人数

15人(茂原地区1人、東郷地区3人、豊田地区1人、二宮地区1人、五郷地区2人、鶴枝地区2人、本納地区2人、新治地区1人、豊岡地区2人)

◆応募方法

茂原市農地利用最適化推進委員候補者推薦書(個人推薦用または法人・団体推薦用)、同意募書のいずれかを農業委員会事務局へ提出。

◆報酬

月額3万8800円



お問い合わせは、

農業委員会事務局(6階)

☎(20)15330、FAX(20)1604へ。

協働のまちづくり推進事業にご参加ください

市では、まちづくり条例に基づく市民参加・市民協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体・地域まちづくり協議会の支援や協働提案事業など、さまざまな取り組みを進めています。皆さんお問い合わせの上、ご参加ください。

①協働のまちづくり推進懇話会委員を公募

- ◆職務内容 協働によるまちづくりの推進に関すること
協働によるまちづくりの実施状況に関すること
- ◆会議 年1回程度
- ◆応募資格 市内在住・在勤18歳以上の方(高校生除く)で、まちづくりに関心をお持ちの方
- ◆定員 4人(応募多数の場合は書類選考あり)
- ◆謝礼 要綱に基づき支出
- ◆申込方法 郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号、応募動機(200~400字程度)を記入し、郵送、持参、FAXまたはメールで申し込み
- ◆申込締切 3月2日(金)

②地域まちづくり協議会設立支援講座(第3回)を開催

- ◆日時 2月18日(土) 14時~16時30分
- ◆場所 市民体育館
第1・第2会議室
- ◆講師 庄嶋孝広氏
しょうじまたかひろ
(市民社会パートナーズ代表)
- ◆対象 地域におけるまちづくりに取り組んでいる方および関心をお持ちの方
- ◆定員 100人(申込順) ※参加費無料
- ◆申込締切 2月16日(金)

③市民活動団体からの協働提案事業を実施

~茂原の農業と消費者をつなぐシンポジウム~

- ◆日時 2月25日(土) 13時~16時(受付12時30分~)
- ◆内容 基調講演(食文化研究家 むかきちえこ 向笠千恵子氏)、パネルディスカッションほか
- ◆場所 総合市民センター4階大ホール
- ◆実施団体 まちづくり茂原市民ネット、農政課
- ◆定員 150人(申込順)

①②のお申し込み・お問い合わせは、生活課(2階)
〒297-8511 茂原市道表1番地
✉seikatu@city.mobara.chiba.jp
☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

③のお申し込みは、農政課(6階)
☎(20)1526、FAX(20)1604へ。

監査結果の公表

(その2)

平成29年度定期監査（その2）を実施した結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉敬宇
茂原市監査委員 金坂道人

監査の対象

市民部生活課・市民課・国保年金課・健康管理課、福祉部社会福祉課・障害福祉課・高齢者支援課・子育て支援課・鶴枝保育所・五郷保育所・中の島保育所、経済環境部農政課・商工観光課・環境保全課／監査の期間

平成29年10月12日から12月7日まで／監査の場所

茂原市役所、鶴枝保育所・五郷保育所・中の島保育所／監査の方法

監査の実施にあたっては、各所管の財務に関する事務事業が効果的、経済的に執行されているか。住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているか。

また、前回の指摘事項の改善はなされているかに主眼を置き、提出された資料・関係諸帳簿を調査するとともに説明を聴取することにより、適正な監査の執行に努めた。

監査の結果

計画された事務事業はほぼ順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた。

主な所見

事務事業の執行状況に関する所見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

- ◎高齢者による交通事故防止対策については、高齢ドライバーによる交通事故増加の要因には、加齢による身体能力や認知機能の低下などがあることとみられていることから、自主的に運転免許証の返納を促すなど、警察署あるいは関係団体等と連携し高齢者の交通安全対策に取組まれない。
- ◎健康づくりの推進については、市民の平均寿命と健康

寿命の差がやや改善されてはいるものの、生活習慣の改善による平均寿命の延伸は高齢化社会の中で、重要な課題であることから、市民への健康づくりの動機づけとして、自分の健康は自分で守るという健康意識の醸成を高め生活習慣病予防、介護予防に取組まれない。

◎茂原市社会福祉協議会の運営については、前年度、前々年度においての当初予算額に対して決算額に執行残が生じていることから、経費の効率的使用に供するため、予算執行の適正化、予算積算の精査に努められたい。また、自主財源を生み出すため、収益事業等独自施策の拡大及びコスト意識付けなどの指導をされたい。

◎生活困窮者対策については、失業・病気・人間関係など様々な理由で困窮している者に対する支援をさらに充実させ、自立促進を図られたい。

◎生活保護については、国において患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点等から後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図っており、医療扶助においても、後発医薬品のさらなる使用促進に取組まれたい。

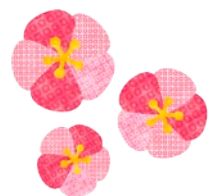
◎障害者差別解消については、障害のある人への合理的配慮などを通じ、共生社会の実現を目指す「障害者差別解消法」の施行から1年半が経過したが、社会のバリアフリー実現は、未だ大きな課題であり、会社や店舗などの事業者が適切に対応するための対応指針の周知に努められたい。また、障害者差別を解消するための取組みを行うための地域のネットワークである障害者差別解消支援地域協議会の早期設置に努められたい。

◎高齢者支援については、意欲のある高齢者が活躍し続けられる生涯現役社会の実現は、少子高齢化を乗り切る上で欠かせない課題であることから、高齢者が能力

を發揮し、社会に貢献できる環境整備として、就労やボランティア活動等地域活動のための情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口の設置を検討されたい。

◎介護保険制度の改正による介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村事業に移行した軽度の要支援者等に対して、今までと同じサービスを提供しつつ、様々な生活支援ニーズに対応するため多様な担い手確保による地域住民で支え合う仕組みについて、万全を期して取組まれたい。

◎保育所については、待機児童の定義の見直しなどにより待機児童が71人（H29年10月1日現在）と増加していることから、子どもを産み育てやすい環境づく



りのため、待機児童解消に向けた取組みに万全を期されたい。

◎保育所施設については、子ども・子育て支援新制度による子育て支援の充実のために、施設の中・長期的視点から、公立の保育所と幼稚園を一体に捉え、安全・安心を確保するため質の良い教育・保育の提供及び少子化対策による結婚・出産・子育ての希望の実現のためにも子どもにやさしい子ども目線の環境整備（施設整備）に取組まれます。



◎農業振興については、産地競争力強化に向け、生産流通コストの低減や生産力の強化拡大を図るため、土地改良事業を抜本的に見直した改正土地改良法による農業の集団化に向け取組まれます。また攻めの農業の実

現に向け、特色ある商品の開発、需要の高い農産物の生産、ブランド作りなど生産者等と協力し魅力ある農産物に取組まれます。

◎観光振興については、市域を越え自治体が連携して広域的な取組みを行うことで、効果的な観光振興や交流人口の拡大を図れるため、中房総観光推進ネットワーク協議会などと連携を図り、首都圏中央連絡自動車道の利便性を生かした広域観光及び通年型観光への振興に取組まれます。

◎環境保全対策については、本市の事務及び事業に関し、自らが事業者、消費者として温室効果ガス排出の抑制等の取組みを実施するにあたり、地方公共団体に策定が義務付けられている茂原市地球温暖化対策実行計画の見直しを図り、市民・事業者の模範となるよう積極的な地球温暖化対策に取組まれます。

お問い合わせは、

監査委員事務局（9階）

☎(20)15660、FAX(20)16007へ。

第4回 もばら冬の七夕まつりを開催します

2月10日
土

冬の茂原を華やかに盛り上げる「冬の七夕まつり」を2月10日土に開催します。

また、2月1日（日）から14日（日）（毎日17時30分～21時）までの間、市役所周辺と市役所脇の豊田川（愛称：天の川）がイルミネーションで輝きます。ぜひ足をお運びください。

【主なイベント】（天候により、時間変更あり）

- あったか足湯「冬タナの湯」 12時～19時
- 飲食ブースの出店 12時～20時
- ステージイベント 13時～19時
- マグロ解体ショー 15時30分～
終了後マグロ丼無料ふるまい整理券配布（限定300食）
マグロ丼配布 17時30分～
- PETボトル灯籠イルミネーション 16時～20時
- 点灯式 17時15分～
- プロジェクションマッピング 18時30分～20時



▲体の芯から温まる足湯「冬タナの湯」

お問い合わせは、茂原七夕まつり実行委員会 冬の七夕委員会（市商工観光課内）

☎(20)1528、FAX(20)1604へ。